

第12章 高齢者の雇用の安定

1 高齢者の雇用の安定

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」が定められています。

高齢者の安定した雇用の確保促進のため、事業主は、次のような措置を講じることとされています。

(1) 65歳までの雇用確保(義務)

(高齢者雇用安定法8条～10条)

労働者の定年制を定める場合、定年年齢は60歳を下回ってはなりません。また、65歳までの安定した雇用の確保を図るため、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、次のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。措置義務に関する勧告に従わない場合、企業名が公表されます。

なお、この措置は会社の制度を設けるよう求めるものであって、雇用を義務づけるものではありません。

ア 65歳までの定年の引上げ

イ 65歳までの継続雇用制度の導入(原則、希望者全員が対象)

ウ 定年制の廃止

(2) 70歳までの就業機会の確保(努力義務)

(高齢者雇用安定法10条の2)

65歳から70歳までの就業機会を確保するため、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主及び継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く)を導入している事業主は、「高齢者就業確保措置」として、以下のいずれかの措置を講じるよう努めなければなりません。

ア 70歳までの定年引上げ

イ 定年制の廃止

ウ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入

(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)

- エ 70歳まで継続的に業務委託契約等を締結する制度の導入
 オ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

※過半数労働組合等の同意が必要

- ① 事業主が自ら実施する社会貢献事業
- ② 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※ ウ、エ、オの対象者基準について

対象者を限定する基準を設けることが可能。ただしその場合は、事業主と過半数労働組合等との間で十分に協議した上で、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましい。

(3) 高齢者等の再就職の支援等

(高年齢者雇用安定法 15条～17条)

ア 再就職援助措置(努力義務)

事業主は、対象者 A 又は B が再就職を希望するときは、

- ・ 求職活動に対する経済的援助
 - ・ 求人の開拓、求人情報の収集・提供、再就職のあっせん
 - ・ 再就職に資する教育訓練等の実施・受講のあっせん
- など、再就職援助措置を講じるよう努めることとされています。

イ 多数離職届(義務)

事業主は、次の対象者 A 又は B に該当する高年齢者が同一の事業所において1か月に5人以上離職する場合は、離職者数や当該高年齢者等に関する情報を、離職予定日の1か月前までにハローワークに届けなければなりません。

ウ 求職活動支援書(義務)

事業主は次の対象者 A が希望するときは、速やかに「求職活動支援書」(その職務の経歴等の再就職に資する事項を記載した書類)を作成し、本人に交付しなければなりません。

【対象者】

- A: 解雇その他の事業主の都合による離職者で45歳以上70歳未満の者、又は、継続雇用制度の対象者基準に該当しないことによる離職者のうち60歳以上65歳未満で離職する者
- B: 継続雇用制度の対象者基準に該当しないことによる離職者等のうち65歳以上70歳未満で離職する者

(4) 募集、採用についての理由の提示等 (高年齢者雇用安定法20条)

事業主は、労働者の募集、採用時にやむを得ない理由で65歳未満の年齢制限を定める場合は、求職者に対してその理由を示さなければなりません。

(5) その他（雇用保険に関して）

次の項目については、第8章労働保険・社会保険をご覧ください。

- ① (60歳～65歳) 高年齢雇用継続給付
- ② (65歳以上) 高年齢被保険者への高年齢求職者給付金
- ③ (65歳以上) 雇用保険マルチジョブホルダー制度

★★問い合わせ先★★

管轄の労働局・公共職業安定所（ハローワーク）
又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

なお、中高年の皆さんの『働くこと』を応援するため、福岡県では次の支援機関等でご相談に応じています。

福岡県中高年就職支援センター

おおむね40歳から64歳までの方を対象に、個別就職相談、職業相談・職業紹介、資格取得講座、就職支援セミナー、企業面接会等をワンストップで行っています。

福岡県生涯現役チャレンジセンター

高齢者の方が多様な活躍の機会を得られるように、活躍の場の拡大や、個別相談・各種セミナー等による就業や社会参加の支援に取り組んでいます。

(公益社団法人)福岡県高齢者能力活用センター

おおむね60歳以上の高齢者の方に派遣及び職業紹介による就業機会の提供をしています。

シルバー人材センター

原則、市町村単位で設置。60歳以上の健康で就業意欲のある高齢者の方を対象に、地域の日常生活に密着した仕事(請負、派遣等)を提供しています。(年会費あり)